

# 少年補導員の運用について

(平成13年1月16日岩少発第14号警察本部長)

[沿革]平成15年3月28日岩少第136号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

少年補導員については、少年補導員制度の実施について（昭和42年7月24日付け岩防収第2932号、岩防連収第27号）により運用してきたところであるが、少年警察ボランティアによる少年非行防止活動の効率的な推進を図るため、少年警察協助力員及び少年指導委員を少年補導員に吸収統合し、平成13年4月1日から運用することとしたので、誤りないようにされたい。

なお、少年補導員制度の実施について及び少年警察協助力員制度の実施について（昭和58年2月22日付け岩防発第95号）は廃止する。

## 記

### 第1 目的

非行少年の早期発見補導及び要保護少年に対する保護活動の徹底並びに有害環境の排除等非行防止に直結する諸活動は、ひとり警察活動のみによるものでなく、地域社会が少年問題を地域自らの問題と認識し、その解決に向けて取り組み、それぞれの地域に即応した施策が推進されなければならない。

少年補導員は、地域に即応した少年補導活動の先導的役割を担うボランティアとして、いわゆる地域ぐるみの少年非行防止活動を推進することを目的とするものである。

### 第2 任務

少年補導員の任務は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 非行少年等の早期発見・補導及び必要な継続補導に関すること。
- (2) 少年の保護及び少年相談に関すること。
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。
- (4) 非行防止のための地域社会に対する啓蒙に関すること。
- (5) その他地域の特性に応じて必要と認められること。

### 第3 委嘱

1 少年補導員は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、署長の推薦により本部長が委嘱するものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 任務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。
- (5) 地域の実情に精通していること。

2 署長の推薦は、少年補導員候補者推薦書（様式第1号）により行い、本部長の委嘱は、委嘱書（様式第2号）を交付して行うものとする。

### 第4 任期

- 1 少年補導員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 本部長が、特に必要があると認めた場合は、任期を別に指定することができる。

### 第5 身分証明書の交付

本部長は、少年補導員に対して、その身分を示すため少年補導員証（様式第3号）を交付するものとする。

### 第6 解嘱

- 1 本部長は、少年補導員に、その任務を遂行するのに適さないと認める理由が生じたときは、任期中にかかわらず、これを解嘱することができるものとする。
- 2 少年補導員は、任期が満了したとき又は解嘱したときは、住所地を管轄する警察署

の署長を経由して少年補導員証を本部長に返納しなければならない。

3 署長は、少年補導員に、次に掲げる解嘱事由が生じたときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(1) 長期の療養を必要とする疾病にかかったとき。

(2) 法令に触れる破廉恥行為、又は反道徳的・反社会的行為があったと認められたとき。

(3) その他任務の遂行に適さない事由が生じたとき。

## 第7 定数

少年補導員の定数は、県内における少年を取り巻く環境、非行少年等の補導状況等諸般の事情を考慮して別に定める。

## 第8 活動要領

少年補導員の活動は、次に掲げる要領で行うものとする。

(1) 日常生活や補導活動を通じて非行少年の早期発見、補導に努め、非行少年等を発見した場合には、警察職員に通報するものとする。

(2) 非行少年等で、当該少年の非行防止上特に継続して注意助言を行う必要がある場合には、保護者等の同意を得た上で、署長の教示を受け、警察職員と連携して継続補導を行うものとする。

(3) 少年又は保護者等から、非行化、生活環境等について相談があった場合には、助言、指導を行うとともに、署長に連絡するものとする。

(4) 平素から少年をめぐる有害な環境に着目し、少年の健全育成に有害な影響を与えていると認められる状況がある場合には、速やかに警察職員に通報するとともに、地域住民による自主的な有害環境排除活動が推進されるよう努めるものとする。

(5) 少年の非行防止対策のため、地域住民を啓蒙して少年非行防止の意識の高揚を図り、地域住民による自主活動を促進するものとする。

## 第9 名簿の備付

生活安全部少年課長及び署長は、少年補導員名簿（様式第4号）を備え付け、委嘱・再任及び表彰の状況を明らかにするものとする。

## 第10 運用上の留意事項

### 1 少年補導員としての心構え

少年補導員には、平素から常に活動地域内における少年の健全育成に意を払い、補導、保護活動等に努めるよう配意させなければならない。また、その活動に際しては、関係者の人権を尊重することはもとより、警察組織を背景に権力的な態度で関係者に臨むことがないよう、少年補導員としての心構えを平素から教示すること。

### 2 警察との連絡

少年補導員の活動が誤解を招くことがないよう、絶えず警察の方針が正しく反映する体制を整えさせ、活動計画を事前に署に連絡させるとともに、交番、駐在所勤務員との連絡を密にさせ、管内の情報交換等に努めるよう教示すること

### 3 秘密を守る義務

少年補導員に対しては、その任務の遂行を通じて知り得た秘密を漏らしてはならないことを教示すること。

### 4 知識及び技術の向上並びに受傷事故防止の徹底

少年補導員に活動が積極的に推進されるよう、資料の配付、研修会の開催等その任務の遂行に必要な知識・技能の向上を図るとともに、活動に際しての受傷事故防止についても、平素から具体的な教示をすること。

## 第11 少年指導委員の兼職

少年補導員は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第1項に基づく少年指導委員を兼職することができるものとする。

様式第1号(第3関係)

## 少年補導員候補者推薦書

ふりがな					昭和	年	月	日生
氏名				男				
				女	( 歳 )			
本籍								
住所							現住所	
	( 電話 - - )						居住年数	
職業				在職			勤務先	
				年数				
家族								
経歴	最終学歴							
	職歴							
	公職							
	少年補導関係 機関・団体等 の活動経歴及 び推薦理由							
	賞罰	犯罪経歴照会結果						
推薦者の意見								
推薦者	年 月 日							
	警察署長 印							

# 委 嘱 書

殿

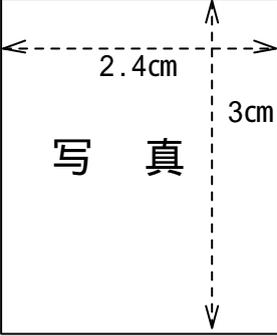
あ な た を 少 年 補 導 員 に  
委 嘱 し ま す

任期は 年 月 日までとします

年 月 日

岩 手 県 警 察 本 部 長

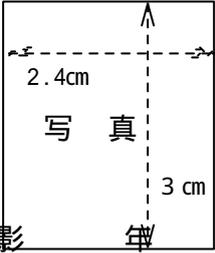
印

	<h1>少年補導員証</h1>	
	氏名	地区第 号
	年 月 日生	
<h2>上記の者は少年補導員であることを証明する</h2>		
	年 月 日	
	岩手県警察本部長	印

<h3>注 意</h3>	
1	少年補導員として活動する場合は必ずこの証を携帯すること。
2	少年補導員として活動するにあたって、必要があるときはこの証を呈示すること。
3	この証を紛失・破損したときは、すみやかに警察署長に届け出ること。

様式第4号(第9関係)

少年補導員名簿

	委嘱年月日		委嘱番号			
	年月日		地区第 号			
	本籍					
	住居					
	職業					
生年月日						
勤務先			電話	自宅		
			勤務先			
少年補導員 経歴	警察本部長委嘱		・	・	・	備考
	区分	年月日	・	・	・	
	委嘱	・	・	・	・	
	再任	・	・	・	・	
		・	・	・	・	
		・	・	・	・	
受賞状況	受賞年月日	種別	受賞要旨		表彰者	
	・	・	・		・	
	・	・	・		・	
	・	・	・		・	
	・	・	・		・	
	・	・	・		・	
役職名	在任期間	役職名	在任期間	役職名		

区 分	記 事
特 記 事 項	
備 考	